

# ホームヘルプ・くれ 運営規定

医療法人社団永楽会

## 第1条（事業の目的）

医療法人社団永楽会が開設する「ホームヘルプ・くれ」（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護・指定総合事業訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護・指定総合事業訪問介護の提供を確保することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

指定訪問介護においては、要介護所帯の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定総合事業訪問介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般に渡す支援を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を務めるものとする。

3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定総合事業訪問介護においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ホームヘルプ・くれ

(2) 所在地 広島県呉市朝日町 17 番 2 号 第五朝日ビル 101

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤 専 従	常 勤 兼 務	非常勤 専 従	非常勤 兼 務	備 考
管 理 者	—		1 名			訪問介護員・事務員兼務
サービス提供責任者	介護福祉士		2 名			
訪問介護員等	介護福祉士		2 名	2 名		常勤 2 名はサービス提供責任者と兼務
	介護職員 初任者研修			4 名		
	ヘルパー2 級		1 名	1 名		常勤 1 名は管理者・事務員兼務
事 務 職 員	介護事務 2 級		1 名			

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守されるため必要な指揮命令を行い、自らも指定訪問介護サービスの提供にあたり、必要な事務も行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、利用者の居宅において訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通して営業するものとする（ただし、8/14～8/16、12/30～1/3を除く）
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする
- (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする

\*ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でもサービスの提供を行う場合がある。

## 第6条（指定介護訪問介護事業の内容）

事業所で行う指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

## 第7条（指定総合事業訪問介護事業の内容）

事業所が行う指定総合事業訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 訪問型独自サービスⅠ（週1回程度）
- ② 訪問型独自サービスⅡ（週2回程度）
- ③ 訪問型独自サービスⅢ（種2回を超える程度）

## 第8条（指定訪問介護（指定総合事業訪問介護）の利用料等）

指定訪問介護を提供した場合の利用料の金額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 指定総合事業訪問介護を提供した場合の利用料の金額は、「呉市介護予防・日常生活支援総合事業で定める介護報酬」の告示上の額とし、指定総合事業訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

3 第8条の通常の事業の実施地区以外の地域で指定訪問介護・指定総合事業訪問介護を行う場合は、事業所の実施地域を越える地点から利用者の自宅までの交通費の実費を聴取する。ただし、自動車等を使用した場合は、実施地区を越えた地点から1キロ当たり50円を乗じる。

4 指定訪問介護において利用者の都合で、利用当日サービスを中止される場合には利用者負担分のキャンセル料を申し受けるものとする。金額は法定代理受領金額と同額とする。ただし、利用者の容体の急変など、緊急や無を得ない場合はこれを除く。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

### 第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、呉市内の区域とする。ただし、情島・豊浜町・豊町・蒲刈町・下蒲刈町・音戸町・倉橋町・安浦町・川尻町を除く。

### 第10条（衛生管理等）

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

### 第11条（緊急時における対応方法）

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第12条（苦情処理）

事業所は、訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずるとともに利用者及び家族に説明するものとする。

### 第13条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政機関、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の自己の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

3 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとし、そのために損害賠償責任保険に加入する。

## 第 14 条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

## 第 15 条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のために従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員、他養護施設従事者又は養護者（家族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

## 第 16 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定総合事業訪問介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第 17 条（その他の運営についての重要事項）

事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 1 か月以内
- （2）継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護（指定総合事業訪問介護）の提供をさせないものとする。

5 事業所は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

6 事業所は、適切な指定訪問介護（指定総合事業訪問介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

7 事業所は、指定訪問介護（指定総合事業訪問介護）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した

日から最低5年間は保存するものとする。

8 この規定に定める事項の外、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団永楽会と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

改正 平成19年10月1日

改正 平成22年9月1日

改正 平成25年1月1日

改正 平成25年4月16日

改正 平成28年2月16日

改正 平成28年9月1日

改正 平成30年4月1日

改正 平成30年8月1日

改正 令和3年12月1日

改正 令和6年4月1日